

和企下施 第19号  
 令和6年7月5日  
 (2024年)

和歌山市 企業局  
 下水道部 下水道施設課長

質 問 回 答 書

令和6年7月3日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和6年度	
工 事 (業 務) 番 号	第24190010号	
工 事 (業 務) 名	亀の川雨水ポンプ場詳細設計業務委託	
工 事 (業 務) 場 所	和歌山市内原地内	
質 問 事 項		回 答 事 項
<p>質問1                  ③現説・特記等 P.20                  第8章その他 8.2協議及び許可申請に係る図書につきまして                  「ポンプ場建設工事施工に必要な協議及び許可申請（占有許可申請等）に関する事務に必要な図書の作成については調査員と協議し作成」と記載があるが、占有許可申請については、作成することになった場合、変更対象と考えてよいでしょうか？                  また、計画通知の許可申請は発注者で行うものと考えてよいでしょうか？</p> <p>質問2                  和歌山市の建築はRIBCで設計書を作成しているようなのですが、この詳細設計業務でもそう考えていて良いでしょうか？</p> <p>質問3                  詳細設計 吐口の考え方につきまして                  本業務の設計は柔構造樋管に該当すると認識しましたが、その通りでよろしいでしょうか？併せて設計に伴う河川管理者協議も含まれているとの認識でよろしいでしょうか？                  以上、宜しくお願ひ致します。</p>		<p>・占有許可申請に必要な資料の作成及び計画通知の申請は受注者で行ってください。また、いずれも変更の対象としません。</p> <p>・RIBCで設計書を作成してください。</p> <p>・現状は柔構造樋管に該当すると考えていますが、河川管理者との協議により変更する可能性もあります。また、設計に伴う河川管理者との協議も含まれております。</p>